

町道で初めての舗装工事

舟戸・安永線完成

町道で初めての舗装道路がこのほど完成し住民の方々から大変喜こぼれています。

この道路は町道舟戸・安永線で十月二十六日から十一月十日迄の間に工事が行なわれ完成にいたりました。



写真左は舗装前 右は舗装後

交通事故、労働災害、その他重病患者の尊い生命が、輸血によつて数多く救われます。そして輸用血液の需用は、年とともに増加しております。そのた

和四十二年度には、二万九千二百六十本が県民の皆様方からの献血によつて供給されました。(与板町百七十四本)

又昭和四十三年度では六万

本(与板町二百六十本)の献血目標に向つて、連日努力さ

れて居ますが、九月末現在、

一万八千九百九十五本で、昨

年同期(一万四千四百二十一

本)を上回つては居るもの

で、県衛生部

並びに県赤十字

会、清肝炎と云う恐

しい病気にかゝ

ります。そのた

め売血による血

液の輸血で、血

液セントラル

で、県民の生

命を守ろう。」と

幸運な事例が

発生したりする

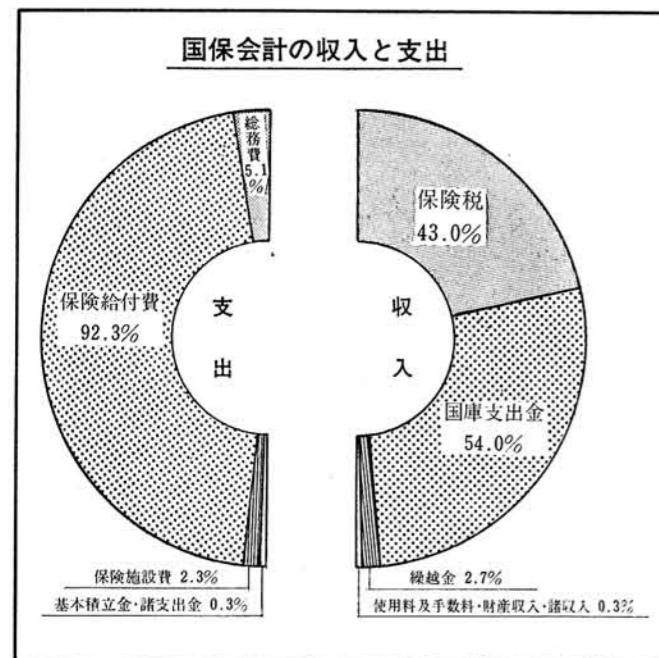
ので、県衛生部

並びに県赤十字

会は「県民の生

命を守ろう。」と

幸運な事例が



国民健康保険会計決算

収 入 の 54パーセントは国の補助金
43パーセントは保険税

昭和四十二年度の当初予算額は三千五百七十九万九千円で発足しましたが、その後三回の補正で三百八十七万三千円を追加し、最終予算額は三千九百六十七万円となりました。補正増の財源につきましては、前年度一月から三月分にかけて逐次

二千円と国庫負担金等二百八十一万一千円を充当しました。

国庫負担金の主たるものには点数改訂による療養給付費負担金と給与改訂による事務費負担金であります。

このうち歳入においては、三千九百七十一万二千三百四十四円の収入済額となり歳出においては三千八百十八万九千三百二十一円の支出済額となりましたので収支差引五百十二万三千二十二円の剩余金を生じた次第であります。この他の年過去の実績から見て

このうち歳入においては、一千七百七十九千円となつていています。この保険税は一世帯あたり一万四千六百七十三円とあります。この他は若干の督促手数料と預金利子等の雑収入であります。

支出金のうち一番金額の大きいのが療養のための給付費であります。これは当然のことですが全体の九十二・三パーセント、三千五百二十五万八千円であります。

「支 出」

支出の九十二パーセントは

上水道会計決算

総収入は 1,558万円
総支出は 2,162万円

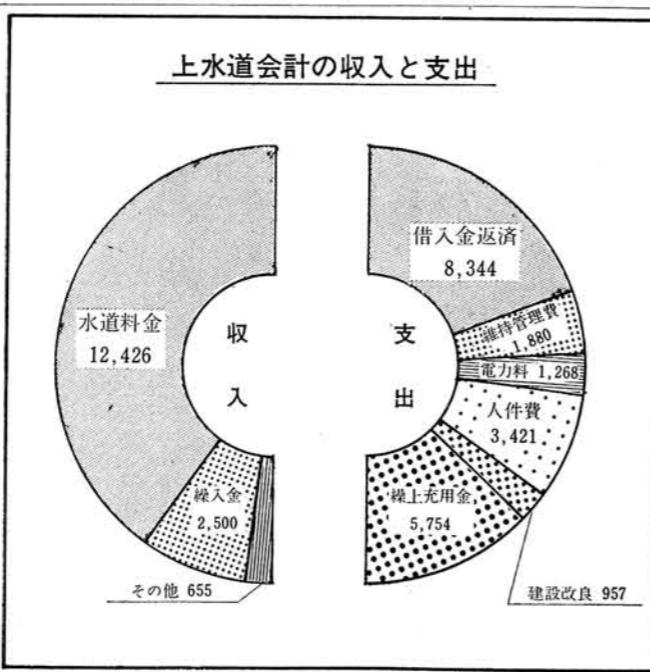
上水道事業は、前年度までに累積され、赤字五百七十五万五千円をかかえて、経営の健全化を計つてきましたが、決算額において、総上充用六百四万四千円となりました。

企業法の適用を受けて企業会計となるために会計閉鎖を三月三十日として決算したために、従来の会計閉鎖期であった五月末日までに収入を見込んだ水道料金の未収と併せて受託工事として県から受けられる額三十四万二千円が三月末日現在未収であったことが起因しております。

料金収入については、前年度千百七十七万三千円に対し四十二年度調定額は千二百八十万円で約十万二千円の増となりました。これは給水戸数四十戸の増設と各戸の需用量の自然増と併せて不良メーターアー器の交換等により増収となりました。

なつたものであります。歳出については、歳入の六十パーセントに当る企業債のために、前年度に必的してます。件費が前年度に比較して約百二十万円増になつています。

今後更に、不良メーターアー器等の取替により料金収入の増を計り健全財政の運営により累積赤字の解消を計りたいと思ひます。



支出

町民1人当り 20,692円
の支 出

支出の総額は、一億七千二百二十二万一千円で町民一人当たり一万六千九十二円となります。支出の内訳を目的別に分類すると図表3のようになります。

議会費＝議会費は私達の代表として審議、議決の面を受ける運営費であります。支出しの内訳を目的別に分類すると図表3のようになります。

総務費＝総務費は役場全体の運営費であります。支出しの内訳を目的別に分類すると図表3のようになります。

農林水産費＝農林水産費は農業委員会の運営や農林業の振興、育成助成費であります。

商工費＝商工費は産業育成資金及び設備近代化資金の貸付金千三百万元を主体として商工業振興及び観光事業に要した経費であります。

労働費＝労働費は失業者救済の失業対策事業費であります。

農林水産費＝農林水産費はセンター負担金三百四万元その他塵芥処理費、伝染病防止の予防費であります。

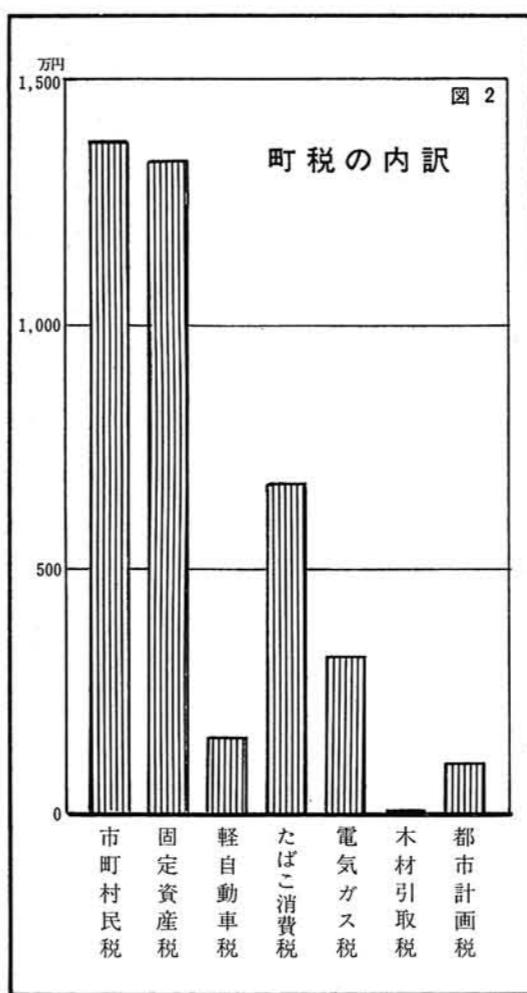
農林水産費＝農林水産費はセンター負担金三百四万元その他塵芥処理費、伝染病防止の予防費であります。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。



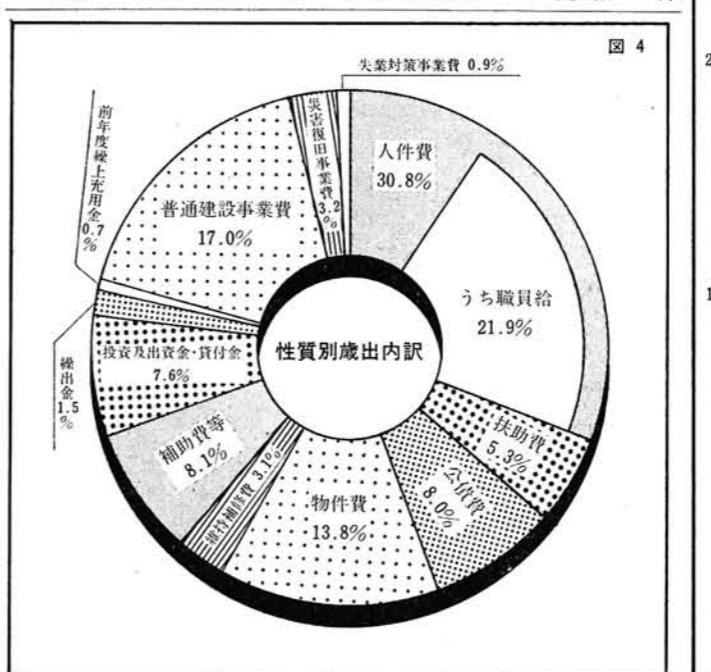
非常勤消防など町の防火防災活動に要した経費です。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。



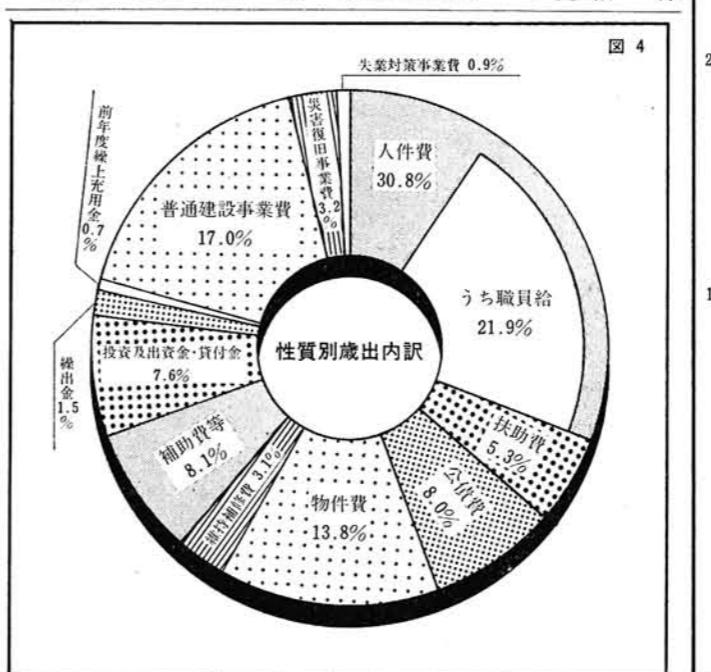
非常勤消防など町の防火防災活動に要した経費です。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。

教育費＝教育費は三千六十六万六千円で全体の十七・八全体で十四・三パーセントの割合を占めています。

消防費＝消防費は常備消防活動に要した経費です。



土木費＝一千四百五十九万円と全体で三番目の支出割合を占める土木費は県道整備及び都市計画事業に伴う県負担金六百九十三万三千円及びブルドーザー購入費三百五十七萬六千円、葛都道路、当の浦・岩方線改良工事費、横原川改良工事、長丁・北新裏排水路工事、堤下裏排水路工事、舟戸・安永、上町裏排水路工事、山沢・河内ノ入水路改良工事費等となつております。

土木費＝一千四百五十九万円と全体で三番目の支出割合を占める土木費は県道整備及び都市計画事業に伴う県負担金六百九十三万三千円及びブルドーザー購入費三百五十七萬六千円、葛都道路、当の浦・岩方線改良工事費、横原川改良工事、長丁・北新裏排水路工事、堤下裏排水路工事、舟戸・安永、上町裏排水路工事、山沢・河内ノ入水路改良工事費等となつております。

土木費＝一千四百五十九万円と全体で三番目の支出割合を占める土木費は県道整備及び都市計画事業に伴う県負担金六百九十三万三千円及びブルドーザー購入費三百五十七萬六千円、葛都道路、当の浦・岩方線改良工事費、横原川改良工事、長丁・北新裏排水路工事、堤下裏排水路工事、舟戸・安永、上町裏排水路工事、山沢・河内ノ入水路改良工事費等となつております。

[72]

— よいた町だより 43. 11. 10 発行 —

▽昨年一年間にわが国で飲まれたお酒の量を国税庁がまとめた酒類の蔵出し量の報告からみると、総飲酒量は428万6千キロリットル。その規模を知るために最近完成した東京霞が関の超高層ビルの容積に換算すると、およそ8.7倍に相当する。

飲んだ量をお酒の種類別にみると、量的に最も多いのは、なんといつてもビールで241万キロリットル、ついで清酒の140万キロリットル、以下しようちゅう、ウイスキー類の順になっている。つぎに、これらお酒の量を、昨年10月1日現在の成人人口で割った一人当たり飲酒量でみると、ビールは大びんで58.8本、清酒は1.8リットルびんで12本、ウイスキーは1.5本となりまます。ちなみに、これら飲酒の結果として国庫に納付された税金（酒税）4,375億円、成人一人当たりでは6,757円となります。

△たばこの消費量について日本専売公社が発表した42年度のたばこ販売状況からみると、昨年度（42年4月～43年3月）の公社の売上げは本数では1,949億本、金額にして6,231億円で成人一人当たりの喫煙量でみると、本数では3,131本、金額にして19,000円となつている。

なお参考までに銘柄別の販売順位をみると、第一位は「ハイライト」で全体の43.3%を占め、以下「しんせい」「わかば」「いこい」の順になつている。

「うむ、」少頃には、口に。』

が五十 円あがります。 来年一月から保険料が五十円あがります。

現在三百円の人（二十才）三十四才）が二百五十円。二百五十円の人（三十五才以上）は三百円になります。

毎月納める保険料は、加入者のみなさんが老後に受けらる老令年金の原資として積みたてられます。

また国民年金では、その時その時の生活水準に見合つた給付ができるよう改善される仕組みになっています。

しかし、この給付額に見合う保険料が必要になるのもやむを得ないことです。

一昨年の法律改正で、二十九年納めた人の給付額は六万円になりました。

**来年一月から国民年金保険料
が五十円あがります**

菓子が大好物であつたらし
い。この書簡を見ても餘は
無用。即ち外の菓子はいら
ないことを意味し、菓子を
ねだつた手紙に、もう一通
菓子屋三十郎宛のものがあ
るが、これにも「白雪蒸少
々御恵たまはり度候」とあ
つて白雪蒸以外の菓子を要
求したことはいろいろの文
獻にもないようである。よ
ほど白雪蒸が気に入つたも
のと想像される。因みに菓
子屋三十郎は与板の菓子屋
であつたとの言伝はあるが
はつきりしたことは分らな
い。現在出雲崎大黒屋で白
雪蒸を造つているが當時出
雲崎にも与板にもこの菓子

山田杜臯宛のもの（五）

をつくる店があつたのかも

駒形新作記

卷之二

卷之三

たが其後廃業。

よいた町だより 43. 11. 10 発行

加算恩給について

昭和28年法律第155号により復活した加算年（みなす加算を含む）

区分	規定	加算種別	条件
旧軍人 旧準軍人 旧軍属	法律155号附則24条4項 24条の5 (昭和36年10月1日) (施行)	戦地の戦務外国擾乱地、外 国鎮戍植民地在勤、国境警 備理蕃	従前の規定による計算では 在職年が旧軍人、旧準軍人 旧軍属の普通恩給年限に達 しなかつた者のうち、これ らの加算を算入することと して最短年限に達する場合に限 る。
	法律155号附則24条5項 24条の6 (昭和39年10月1日) (施行又は適用)	戦地の戦務 沖縄及び対ソ戦の「みな す」加算3月又は2月	同上
	法律155号附則24条6項 24条の7 (昭和40年10月10日) (施行)	外国鎮戍 (抑留の「みなす」加 算1月)	同上 昭和20年9月2日から引続 き海外にあつて帰国したと き。

上記に該当する方でまだ恩給請求書未提出の方は至急請求手続きをされるようおすすめします。

昭和43年法律第48号（昭和43.5.16公布）
恩給法等の一部が改正されました

この改正によつて昭和43年10月1日から普通恩給及び扶助料の改善率が次のように改められました。

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| (1) 65才未満の者 | 10%を 20%に |
| (2) 65才以上70才未満の者並びに65才未満の妻及び子 | 20%を28.5%に |
| (3) 70才以上の者 | 28.5%を 35%に |
| (4) 増加恩給 | 28.5%を 35%に |
| (5) 傷病年金 | 20%を28.5%に (70才以上の者は28.5%を35%に) |

以上はいづれも職権改定で支給期までには改定証書が発行されることになります

遺族援護法の一部改正により和43年10月1日から
年金、給与金が次のように改定されます

	年 金		給 与 金	
	改 定 前	改 定	改 定 前	改 定
65 才 未 滿	102,000	111,000	71,400	77,700
65才妻・子				
65 ~ 70	111,000	119,000	77,700	83,300
70 以 上	119,000	125,500	83,300	87,850

改定証書は職権改定で支給期までに発行されることになっています

知識と技能が身につけられる
職業訓練所訓練生を
募集しています

職業訓練所では、昭和四十四年四月入所の訓練生を募集しています。

これから就職する人や転職したい人に、職業に必要な基礎的知識と技能を身につけ、その人達の職業と生活の安定及び地位の向上を図ることを目的として、新潟・高田・柏崎・三条・十日町・堀之内町に設置しております。

訓練期間は一ヵ年・寄宿舎の設備もあります。

義務教育を修了した人、あるいは中学校卒業見込みの人には、年令に制限なく応募できますから、もよりの職業安定所、職業訓練所、中・高等学校などへおききください。

。募集締切日十一月二十五日

。特典

一、授業料は無料です。

二、国鉄・私鉄の学生定期券学生割引が適用されます。

三、就職率は十割です。

四、職種により、必要な免許が得られます。

。その他どこの訓練所にどんな職種とか詳しい事は役場の産業課にもありますからおたずねください。